

国保年金課からのお知らせ

申・問国保年金課(☎826-1111 内線2316)

◆マル福(医療福祉費支給制度)の対象者について

土浦市に住所を有する方で、各種医療保険に加入しているもののうち、次の(1)~(4)のいずれかに該当する方

(1)小児 (所得制限なし)

○出生日から中学校3年生

(2)ひとり親家庭の母(父)子 (所得制限あり) ※年度とは…4月1日から翌年の3月31日

- 子が18歳になる年度までの母(父)子
- 20歳になる年度までの障害児とその母(父)
- 20歳になる年度までの高校在学者とその母(父)
- 父母のいない児童(18歳以下)とその児童を養育している配偶者のない方
- 配偶者が重度心身障害者マル福を受給している方と、その養育されている児童(18歳以下)

(3)重度心身障害者など (所得制限あり)

- 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
- 身体障害者手帳3級(障害名が心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸・小腸またはヒト免疫不全ウイルスの免疫・肝臓の機能障害)の交付を受けている方
- 療育手帳(判定A以上)の交付を受けている方
- 療育手帳(判定B)の交付を受けている方で身体障害者手帳3級の交付を受けている方
- 特別児童扶養手当1級の支給対象の児童
- 障害年金1級の受給権者

(4)妊産婦 (所得制限なし)

○母子手帳を交付された方(母子手帳交付月の1日から出産月の翌月末日まで)

※所得制限について、詳しくはお問い合わせください。

※以上の要件に該当する方で、お手続きをしていない方は、お問い合わせください。



◆マル福(医療福祉費支給制度)受給者の方へ

現在の医療福祉費受給者証(小児、妊産婦を除く)は、6月30日(火)で有効期限が切れ、使用できなくなります。受給要件に該当する方には、6月22日(月)に新しい受給者証を発送予定です。受給要件など、詳しくはお問い合わせください。

※平成26年分の所得申告が済んでいない方は、新しい受給者証を交付できませんので、必ず申告してください。

●届出が必要な場合

事 例	届出に必要なもの
保険証の内容が変わったとき	・医療福祉費受給者証 ・新しい保険証
市外へ転出、または死亡したとき 住所・氏名・扶養義務者などが変わったとき	・医療福祉費受給者証 ・はんこ
ひとり親家庭の方が婚姻したとき(事実婚含む)	・医療福祉費受給者証 ・障害の内容がわかるもの(障害手帳・療育手帳・障害年金支給決定通知書など)

◆後期高齢者医療の保険証の交付方法について

後期高齢者医療の保険証は、7月31日(金)で有効期限が切れます。

今年から、送付方法が変わり、「簡易書留」で送付します。7月中旬以降に配達になり、不在の場合は不在連絡票を投函のうえ、郵便局に留め置かれます。

また、窓口交付を希望する場合は、7月9日(木)までに申請書を提出してください。申請書は、ホームページまたはお電話いただければ送付します。

●申請時に必要なもの

申請書、はんこ、申請人の身分証明書

●交付時に必要なもの

○本人・同居の家族の場合

はんこ、受取人の身分証明書

○本人・同居の家族以外の場合

上記のものに加え、委任状または被保険者本人の身分証明書

●交付時期

7月21日(火)以降

※詳しくは、お問い合わせください。

